

デンマークの選挙制度

安 田 隆 子

- ① デンマークでは、1915年及び1920年の選挙制度改革により、下院議員選挙において従来の単純小選挙区制を改め、比例代表制を基本とする現行選挙制度の仕組みが形作られた。その後、部分的な改正はあったものの、1949年の一院制移行後も制度の仕組みは変わらず現在に至っており、長期にわたり同一の選挙制度を維持している代表的な国の一つとされている。また、現行憲法下で国政選挙の投票率は80%以上を維持し、女性議員の数も多い。さらに、地方選挙における外国人の選挙権及び被選挙権も広く認められている。
- ② 1915年の選挙制度改革の背景には、工業化及び都市化に伴う選挙区間の投票価値の格差拡大の問題があった。当時、都市部において社会民主党が支持を伸ばしており、都市部への定数の過少配分により不利となっていたことから、格差是正のための定数配分の見直しを主張していた。これに対し、地方の有力農民等を支持基盤とする左翼党（自由主義政党）は定数配分の見直しに慎重であり、大土地所有者や資本家等の保守主義勢力を支持基盤とする右翼党は比例代表制の導入を主張していた。各党の妥協の結果、選挙制度はそれぞれの主張を盛り込んだものとなった。
- ③ 現在のデンマークの選挙制度は非拘束名簿式比例代表制を基本とするが、その議席配分及び当選人の決定までは複雑な過程を経る。選挙は、選挙区を単位として行われる。選挙人は選挙区内の候補者又は候補者の属する政党に投票することができる。各党の議席配分も選挙区ごとに得票に応じて比例配分されるが、予め総定数のうち一定数を調整議席とし、各党の選挙区における配分議席が総定数を全国の得票に応じて比例配分した議席数に満たない場合には、そこから追加配分されることにより、結果的に各党の全国の得票数に応じて比例配分されることとなる。

各選挙区の当選人は、非拘束名簿式の場合には、各党の各候補者の得票数に応じて順位が決定され、上位から当該政党への配分議席数までが当選となる。また、拘束名簿式の場合には、政党が指定した順位の上位から当該政党への配分議席数までが当選となる。
- ④ 議席配分に必要となる要件である阻止条項は、他の比例代表制の国に比べて緩く抑えられており、1970年代以降、価値観の多様化に伴い、多党化が進展した。最近では、他のヨーロッパ諸国同様、従来の主要政党への支持が低下する一方、左右両極の政党が支持を伸ばしている。このため、従来のような中道左派又は中道右派を中心とする穏やかな政権交代と安定的な政権形成がより難しくなっている。このような多党制を促進する選挙制度の下、今後、デンマークの政治がどのように進むのか注目されるところである。

デンマークの選挙制度

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 安田 隆子

目 次

はじめに

I 現行制度導入の背景

- 1 1915年改正—単純小選挙区制から比例代表制の導入へ—
- 2 1920年改正—小選挙区部分の廃止—

II 現行選挙制度

- 1 概要
- 2 選挙権・被選挙権
- 3 選挙のための区域（選挙地域、選挙区、立候補区）と定数
- 4 立候補と投票
- 5 各党への議席配分
- 6 当選人の決定

III 現行選挙制度導入の影響

- 1 デンマーク議会における多党化
- 2 政治参加の高さ

おわりに

はじめに

デンマークは、本土人口約 563 万人、フェロー諸島及びグリーンランドの 2 つの自治領を含めても約 573 万人の比較的人口⁽¹⁾の少ない国である。1915 年、下院議員選挙において従来の単純小選挙区制を改め、比例代表制を基本とする選挙制度が導入された。1920 年の改正により現行制度の枠組みが形作られ、その後、定数、比例配分方法、議席配分の要件である阻止条項など部分的な改正はあったものの、制度の仕組みは変わることなく現在に至っており、長期にわたり同一の選挙制度を維持している代表的な国の一つとされている。

また、現行憲法下での国政選挙の投票率は 80% 以上を維持し、女性議員の数も多い。

デンマークを含め北欧諸国は比例代表制を基本とする選挙制度を採用し⁽²⁾、全国をいくつかの選挙区に分けて選挙を行うが、北欧型の比例代表制の特徴として、フィンランドを除き、総定数のうち予め一定数を調整議席とし、各党の選挙区における配分議席が総定数を全国の得票に応じて比例配分した議席数に満たない場合には、そこから追加配分することで、全国にお

る比例配分を確保する制度がある。

本稿では、いち早く北欧型の比例代表制を採用した同国の選挙制度の概要を紹介し、その特徴を明らかにする。⁽³⁾

I 現行制度導入の背景

1 1915 年改正一単純小選挙区制から比例代表制の導入へ

デンマークでは、1849 年、最初の憲法⁽⁴⁾が制定され、立憲君主制が採用された。1901 年に初めて下院の多数派の支持を得た内閣が成立し、1920 年の復活祭危機を経て議院内閣制が慣例となり⁽⁵⁾、現行 1953 年憲法により明文で規定された（第 15 条）。1849 年憲法により二院制（下院（Folketing）、上院（Landsting））が採用されたが、1953 年憲法により上院が廃止されて一院制となり、現在に至っている。

1849 年憲法制定に併せて、1848 年に選挙法が定められ、下院議員の選挙制度として単純小選挙区制⁽⁶⁾が採用された。また、30 歳以上の男性（ただし、私人に雇用されている者で世帯主でないもの等を除く。）⁽⁷⁾を対象として選挙権を付与することとされた。

当初は、最大選挙区と最小選挙区の議員 1 人

* 本稿におけるインターネットの最終アクセス日は 2015 年 1 月 13 日である。

(1) 2014 年 1 月 1 日現在の人口である。Statistics Denmark, *Statistical Yearbook 2014*, 2014.6. <<http://www.dst.dk/pukora/epub/upload/17959/sy.pdf>>; “Population by marital status, gender and age, 1. January 1996-2014.” Statistics Faroe Islands Website <<http://www.hagstova.fo/en/statbank/demographic-statistics/population-and-elections/population>>; Statistics Greenland, *2014 statistical yearbook*, 2014.11.19. <<http://www.stat.gl/publ/en/SA/201403/pdf/2014%20statistical%20yearbook.pdf>>

(2) 北欧諸国の選挙制度については、三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度（資料）」『レファレンス』671号, 2006.12, pp.68-97. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999787_po_067106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

(3) 筆者は、2013 年 3 月上旬にデンマークを訪問し、同国の選挙制度及びその現状について現地調査を行った。本稿は、デンマーク経済内務省における聴取内容を参考に執筆した。

(4) デンマーク憲法については、山岡規雄「デンマーク憲法概説」『レファレンス』697号, 2009.2, pp.49-59. <http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200902_697/069703.pdf> を参照。

(5) 清水望『北欧デモクラシーの政治機構—議会主義体制の形成と展開—』成文堂, 1974, pp.151-157.

(6) 1849 年から 1900 年までは、選挙人は、第 1 回投票はその選択する候補者に挙手して投票し、最大多数を得た候補者が当選人とされた。もし、誰に挙手したか明らかでない場合又は候補者から要求があった場合は、直ちに第 2 回投票が行われた。第 2 回投票は、各選挙人がどの候補者に実際に投票したか選挙人名簿に記録され、その数を集計して当選人を決定した。1901 年に秘密投票制度が採用され、この仕組みは廃止された。Jørgen Elklit, “Election Laws and Electoral Behaviour in Denmark until 1920,” Otto Büsch, ed., *Wählerbewegung in der europäischen Geschichte: Ergebnisse einer Konferenz*, Berlin: Colloquium Verlag, 1980, p.372.

(7) *ibid.*, p.389.

当たりの一票の格差は2.5倍であった。その後、19世紀後半になると工業化及び都市化が進み、都市部の人口が増加したことから、1892年には選挙区間の一票の格差は14.2倍にまで拡大していた⁽⁸⁾。当時、下院では、都市部の労働者や知識階級を支持基盤とする社会民主党が支持を伸ばしており、都市部への議席の過少配分により不利となっていた。1894年に定数増を含む定数再配分が行われたが、社会民主党は格差是正のための更なる定数再配分を主張した。当時の憲法において、下院議員はおおよそ国民16,000人当たり1人としなければならないとの規定(1866年憲法第32条)があったこともその主張の根拠となっていた⁽⁹⁾。

下院では、地方の有力農民等を支持基盤とする左翼党(デンマーク語では「左翼」だが、社会主義の「左翼」ではなく保守主義に対抗する意味で使われており、中道自由主義政党とされる。)が多数を占めていたものの、1903年総選挙以降は、徐々に議席を減らしつつあった。1905年には、左翼党の一部の議員により急進左翼党(同党は、社会主義政党と協力することも多いが、非社会主義政党とされる。)が立ち上げられた。上院では、1866年の憲法改正により総定数66議席のうち12議席は国王により指名された。残りの議席は選挙人団による間接選挙の比例代表制で選出され、選挙人団の約半数は所得要件を満たした選挙人が選出するとされており、大土地所有者や高額納税者を中心に代表されるような制度であった⁽¹⁰⁾。そのため、大土地所有者、都市部の官僚及び資本家等の保守主義勢力を支持基盤とする右翼党が議席の多数を占めていた。

1905年、各党は憲法の下院議員の定数に関する規定(1866年憲法第32条)に限って議会で

議論をすることに合意した。しかし、社会民主党や急進左翼党は選挙権の拡大についても主張するなど、各党からは、選挙制度に関する他の事項についても意見が示され、各党の主張の隔たりは大きかった(表1を参照)⁽¹¹⁾。

表1 各党の主張

| | |
|-------|---|
| 社会民主党 | 適正な定数配分を主張し、定数増は必要だが必ずしも重要ではないとする。現行の小選挙区制の維持。上院は廃止。 |
| 急進左翼党 | 小選挙区2回投票制を主張。上院の選挙権を下院と同じとする。 |
| 左翼党 | 1849年憲法当時の原則に戻ること、例えば、両院の選挙権を同じとし、上院と下院の定数の比を1対2とすることなどを主張。 |
| 右翼党 | 下院の選挙制度について、定数増や定数配分の不均衡の解消ではなく、比例代表制を導入することを主張。自党の優位を脅かすような上院改革には反対。 |

(出典) Jørgen Elklit, "The Politics of Electoral System Development and Change: The Danish Case," Bernard Grofman and Arend Lijphart, eds., *The Evolution of Electoral and Party Systems In The Nordic Countries*, New York: Agathon Press, 2002, p.34に基づき筆者作成。

これらの改革を進めるためには、下院で多数を占める左翼党、上院で多数を占める右翼党の賛成が必要だったが、両党ともそれぞれの院で自党の優位を脅かすような改革を望んではいなかった。議論は行き詰まり、各党は、1913年総選挙後まで、選挙制度改革に関する議論を延期することとした。

社会民主党と急進左翼党は1910年及び1913年総選挙においても議席を伸ばし続け、1913年総選挙後、社会民主党の協力により急進左翼党政権が成立した。右翼党は大幅に議席を減らしており、進んで交渉に応じるようになった。同党はいずれ上院の選挙制度改革は避けられないことを理解しており、下院の選挙制度について比例代表的な制度を導入するという目的も

(8) *ibid.*, pp.372-373.

(9) Jørgen Elklit, "The Politics of Electoral System Development and Change: The Danish Case," Bernard Grofman and Arend Lijphart, eds., *The Evolution of Electoral and Party Systems In The Nordic Countries*, New York: Agathon Press, 2002, p.31.

(10) *ibid.*, pp.28-29.

(11) Jørgen Elklit, "The Politics of Electoral System Development and Change: The Danish Case," *ibid.*, pp.30-37. I 1の記述は本書による。

あった。一方、左翼党は改革を先送りする立場であった。

1915年、急進左翼党は右翼党の提案に部分的に譲歩し、左翼党内の反対派の軟化により、ついに妥協に至った。その内容は次のとおりである。

①男女普通選挙の導入（女性及び私人に雇用されている者で世帯主でない者への選挙権拡大並びに選挙権年齢の29歳への引下げ）。

②下院の議席配分は政党の得票数に応じて比例配分することとするが、選挙は選挙区を設けて行い、主要都市地域は比例代表制、地方は小選挙区制とする。また、総定数のうち一定数を調整議席とし、各党の選挙区における獲得議席が総定数を全国の得票数に応じて比例配分した議席数に満たない場合には、そこから追加配分する。

③上院は、約4分の1の議員は選挙の公示日における上院議員による選挙とし、残りの議員は間接選挙とするが、選挙人の所得要件を廃止する。

④憲法改正の要件を厳格化し、新たに国民投票を要することとし、且つ全選挙人の45%以上の賛成を要することとする。

この妥協に基づき、憲法及び選挙法が改正された。

2 1920年改正—小選挙区部分の廃止—

1915年の選挙制度改革後初めての総選挙が1918年に行われたが、依然として左翼党が得票に比べて過剰に議席を得ていることが明らかになったことから、急進左翼党と社会民主党の連立政権は、再度選挙制度改革が必要と考えられるようになった。そこで、第1次世界大戦後のパ

リ講和条約によるドイツとの国境線の変更（北部シュレスヴィヒの編入）に伴う憲法及び選挙法の改正に併せてさらに選挙制度を改正しようとした。これに対し、国境線の変更に伴う憲法及び選挙法の改正とは関係ないとして、左翼党及び右翼党は強硬に反対した。⁽¹²⁾

当時、社会民主党は拘束名簿式の導入を主張し、左翼党は従来の小選挙区の維持を主張したほか、新たに大選挙区を設け、支持政党のどの候補者への投票も可能とすることを主張した政党もあった。

1920年、これらの各党の主張を盛り込み、新たな大選挙区において、従来の小選挙区は立候補のための区域として維持しつつ、大選挙区では政党が拘束名簿式を選択することも可能とし、選挙人は大選挙区のどの候補者又は政党にも投票できる制度とする選挙制度の改正が行われた。併せて選挙権年齢も25歳に引き下げられた。

その後、現行の1953年憲法が制定され一院制となった際も、この制度の仕組みは維持され、現在まで100年近く選挙制度の抜本改正は行われていない。この理由として、憲法に選挙制度の基本的な事項について定めがある（1953年憲法第31条）ことが挙げられる⁽¹³⁾が、政党においても多数代表制⁽¹⁴⁾は支持されていない⁽¹⁵⁾。唯一の論点は、調整議席の配分のために必要な要件の阻止条項だが、現行憲法下において、阻止条項の要件を引き上げる法案が提出されたことはない。

II 現行選挙制度

1 概要

デンマーク議会の定数は179議席で、175議

(12) *ibid.*, pp.37-40. I 2の記述は本書による。

(13) *ibid.*, p.15.

(14) 得票順に定数までの候補者に議席を与える制度。

(15) Jørgen Elklit et al., eds., *The Parliamentary Electoral System in Denmark*, Copenhagen: Ministry of the Interior and Health and The Danish Parliament, 2011, p.12. <http://www.thedanishparliament.dk/Democracy/~media/Pdf_materiale/Pdf_publicationer/English/The%20Parliamentary%20Electoral%20System%20in%20Denmark_samlet%20pdf.ashx>

席は本土から、残りの4議席は自治領であるフェロー諸島及びグリーンランドからそれぞれ2議席ずつ選出される。

議員の任期は4年だが、任期満了前の解散がある。

現在の選挙制度は、非拘束名簿式比例代表制（拘束名簿式とすることも認められている。）である⁽¹⁶⁾。選挙は、全国を10に分割した選挙区（storkredse）を基本として行われ、選挙人は選挙区内の候補者又は候補者の属する政党に投票することができる。各党の議席配分も選挙区ごとに得票に応じて比例配分されるが、予め総定数のうち一定数を調整議席とし、各党の選挙区における配分議席が総定数を全国の得票に応じて比例配分した議席数に満たない場合には、そこから追加配分されることにより、結果的に各党の全国の得票数に応じて比例配分されることとなる。

各選挙区の当選人は、非拘束名簿式の場合には、各党の各候補者の得票数に応じて順位が決定され、上位から当該政党への配分議席数までが当選となる。また、拘束名簿式の場合には、政党が指定した順位の上位から当該政党への配分議席数までが当選となる。ただし、後述のように、調整議席は、全国を3に分割した選挙地域（landsdele. 3又は4の選挙区で構成される。）に配分され、候補者の得票の集計は各選挙区を2～13に分割した92の立候補区（opstillingskredse）を単位に行われることから、各党の当選人の決定までは、非常に複雑な過程を経ることになる⁽¹⁷⁾。

2 選挙権・被選挙権

(1) 選挙権・被選挙権

18歳以上のデンマーク国籍を有し、デンマークに住所を有する者は、選挙権を有する（1953年憲法第29条及び第30条、デンマーク議会選挙法（以下「法」という。）第1条）。選挙権を有する者は、憲法に定められた場合を除き、被選挙権を有する（法第4条）。

前述のとおり、1915年には女性も選挙権を有することとされ、1920年までに選挙権年齢は25歳に引き下げられていた。その後も選挙権年齢は段階的に引き下げられ、1953年には、第2次世界大戦中のドイツ占領下における若者のレジスタンス活動を考慮して23歳に引き下げられた。以後、1961年に21歳、1971年に20歳、1978年に18歳と引き下げられた⁽¹⁸⁾。なお、選挙権年齢の引下げに当たっては、国民投票が必要とされている（1953年憲法第29条第2項）。

また、地方選挙における外国人の選挙権及び被選挙権も広く認められている。1977年から、相互主義に基づき、デンマーク国内に3年以上居住するスウェーデン、ノルウェー、フィンランド及びアイスランドの北欧4か国の国民は、地方選挙における選挙権及び被選挙権を有することとされた。1981年には、デンマーク国内に3年以上居住する全ての外国人に拡大された（地方議会選挙法第1条及び第3条）。1995年には、ノルウェー及びアイスランド並びにEU加盟国国民について、3年の居住期間の要件が廃止された。

(2) 欠格事項

裁判所により行為無能力の宣告を受けた者は、選挙権を有しない（1953年憲法第29条第1

(16) 以下の記述は、デンマーク本土の選挙制度である。フェロー諸島及びグリーンランドの選挙制度は、それぞれ別の法律で定められており、全島を1の選挙区とする非拘束名簿式比例代表制である。

(17) 開票作業は2日に分けて行われる。まず、選挙期日の投票終了直後の開票作業では、各党への配分議席の算出までが行われ、その翌日に各候補者の得票数が算出され当選人の決定が行われる。

(18) Jørgen Elklit, "DENMARK," Dieter Nohlen and Philip Stöver, eds., *Elections in Europe A Data Handbook*, Baden-Baden, Germany: Nomos, 2010, pp.505, 511-512.

項及び第30条第1項、法第1条)。在外国民は、原則として選挙権がない(1953年憲法第29条第1項、法第1条)。例外として、国家公務員で公務により海外で勤務する者、公的機関、地方の私企業又は組織に雇用され海外に派遣されている者、デンマークが加盟している国際機関に雇用され海外で勤務する者、デンマークの救援組織の職員で海外に派遣されている者、海外留学中の者、健康上の理由により海外に滞在している者及び出国から2年以内に帰国を予定している者等は、選挙権を有する(法第2条)。

3 選挙のための区域(選挙地域、選挙区、立候補区)と定数

選挙に当たり、デンマーク本土は、全体を3に分割した選挙地域(landsdele)、各選挙地域を3又は4に分割した10の選挙区(storkreds)及び各選挙区を2～13に分割した92の立候補区(opstillingskredse)の3種の区域に分けられる

(表2を参照)。選挙は、基本的に選挙区を単位に行われるが、選挙地域はデンマーク本土の議席及び調整議席の定数の配分単位となり、立候補区は候補者の立候補及び候補者の得票の集計の単位となる。

各選挙地域及び選挙区の定数は、予め所管大臣により定められ、公示される⁽¹⁹⁾。定数の見直しは、5年ごとに当該年の1月1日人口を基準として行われる。定数配分に当たっては、憲法上、人口、選挙人数及び人口密度を考慮しなければならないとされている(1953年憲法第31条第3項)。定数配分方法は次のとおりである(法第10条)。

①各選挙地域への定数配分：デンマーク本土の総定数175議席を、各選挙地域に対し、〔各選挙地域の人口+直近の総選挙の選挙人数+選挙地域の面積(km²)×20〕⁽²⁰⁾に基づき、最大剰余法⁽²¹⁾で配分する。

②各選挙区への定数配分：デンマーク本土の

表2 選挙区内の立候補区数、選挙区及び選挙地域の定数、調整議席数

| 選挙地域 | 選挙区 | 選挙区内の立候補区数 | 選挙区定数 | 選挙地域定数 | 調整議席数 | |
|-----------------------------|-----------------------------|------------|-------|--------|-------|----|
| Hovedstaden | Københavns Storkreds | 12 | 15 | 39 | 49 | 10 |
| | Københavns Omegns Storkreds | 8 | 12 | | | |
| | Nordsjællands Storkreds | 6 | 10 | | | |
| | Bornholms Storkreds | 2 | 2 | | | |
| Sjælland -Syddanmark | Sjællands Storkreds | 12 | 20 | 50 | 66 | 16 |
| | Fyns Storkreds | 8 | 12 | | | |
| | Syddjyllands Storkreds | 13 | 18 | | | |
| Midtjylland -Nordjylland | Østjyllands Storkreds | 11 | 18 | 46 | 60 | 14 |
| | Vestjyllands Storkreds | 11 | 13 | | | |
| | Nordjyllands Storkreds | 9 | 15 | | | |
| 計 | | 92 | 135 | 175 | 40 | |

(注) 選挙区定数、選挙地域定数及び調整議席数は2010年改定による。

(出典) デンマーク議会選挙法別表1; Indenrigs- og Sundhedsministeriet, "Bekendtgørelse om fordeling af kreds- og tillægsmandater ved folketingsvalg," 2010.3.5. retsinformation.dk <<https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=130600>>に基づき筆者作成。

(19) Indenrigs- og Sundhedsministeriet, "Bekendtgørelse om fordeling af kreds- og tillægsmandater ved folketingsvalg," 2010.3.5. retsinformation.dk <<https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=130600>>

(20) "Beregning af kreds- og tillægsmandaternes stedlige fordeling ved folketingsvalg." Økonomi- og Indenrigsministeriet Website <<http://valg.oim.dk/media/108166/Beregn-mandater.pdf>> 1915年憲法改正により、定数配分に当たり人口密度を考慮することとされ、1949年憲法においても同様の規定が設けられた。現行制度のような定数配分方法が導入されたのは1948年選挙法改正の際であり、1970年に改正されるまでは、面積(km²)×25であった。Elklit, *op.cit.*(18), p.514.

総定数 175 議席のうち調整議席を除く 135 議席を、各選挙区に対し、〔各選挙区の人口+直近の総選挙の選挙人数+選挙区の面積 (km²)×20〕に基づき、最大剰余法で配分する。このとき、ボーンホルム選挙区 (Bornholms Storkreds) には最低 2 議席を配分しなければならない⁽²²⁾。

③各選挙地域の調整議席数：①で配分された議席と②で当該選挙地域内の選挙区に配分された議席の合計との差が各選挙地域に配分される調整議席の数となる。

4 立候補と投票

立候補の方法によって、議席配分方法も異なる。投票用紙には、選挙人が政党や候補者がどの方法で立候補しているのか分かるように表記されている。

(1) 立候補

候補者は、政党の候補者又は無所属の候補者として立候補することができる (法第 32 条)。

選挙に候補者を立候補させることができる政党は、直近の総選挙においてデンマーク議会議席を得てこれを維持している政党及び選挙の 15 日前の正午までに登録した政党に限られる。登録の要件は、直近の選挙の有効投票総数の 175 分の 1 以上の選挙人の宣誓書を得ていることである。(法第 11 条及び第 12 条)

無所属の候補者は、選挙の 11 日前の正午までに届け出ることとされ、立候補する立候補区の住民の 150 名から 200 名の書面による推薦が必要である。候補者は複数の選挙区に立候補することはできないが、当該選挙区内の複数の立候補区に立候補することができる。(法第 32 条)。選挙は選挙区を単位として行われるため、当該選挙区内の他の立候補区に立候補した者も、当該選挙区の候補者として当該立候補区の投票用紙に政党ごとに掲載される。図 1 は、2011 年総選挙のコペンハーゲン選挙区 (Københavns Storkreds) 第 9 立候補区の投票用紙である。A から Ø は政党名であり、政党名に引き続いて

図 1 投票用紙

| Københavns Storkreds 9. opstillingskreds | |
|--|-------------------------|
| Folketingsvalget 2011 | |
| Sæt x til højre for et partinavn eller et kandidatnavn Sæt kun ét x på stemmesedlen | 見本 |
| A. Socialdemokratiet | |
| Susan Hedlund | Mette Reissmann |
| Yildiz Akdogan | Bo Sandberg |
| Jan Andreasen | Ikram Sarwar |
| Thomas Bøgh | Helle Thorning-Schmidt |
| Lars Gaardhøj | Michael Vindfeldt |
| Karen Hækkerup | Lars Weiss |
| B. Radikale Venstre | |
| Karen Lumholt | Mia Nyegaard |
| Christian Donatzky | Sofie Plenge |
| Uffe Elbaek | Lars Richard Rasmussen |
| Pernille Boye Koch | Mette Annelie Rasmussen |
| Karsten Lauritsen | Manu Sareen |
| Lone Lokindt | Gitte Søndergaard |
| C. Det Konservative Folkeparti | |
| Nikolaj Bøgh | Jakob Næsager |
| Channe Bjerringgaard | Jette Nøhr |
| Helle Bonnesen | Per Junker Thiesgaard |
| Rasmus Jarlov | Heidi Winther |
| Mogens Lønborg | Pernille Ørsted |
| Per Stig Møller | |
| F. SF - Socialistisk Folkeparti | |
| Trine Møch | Dorte Skovgård |
| Balder Mørk Andersen | Annika Smith |
| Ida Auken | Charlie Stjerneklar |
| Mette Boye | Villy Søvnal |
| Özlem Sara Cekiç | Lotte Wassini |
| Kamali Qureshi | Anne-Mette Wehmüller |
| Ole Riisgaard | |
| I. Liberal Alliance | |
| Simon Emil Ammitzbøll | Thomas Kohler |
| Karl Iver Dahl-Madsen | Laura Lindahl |
| Benjamin Dickow | Heidi Wang |
| Lars Berg Dueholm | |
| K. Kristendemokraterne | |
| Simon Poulsen | Kåre Skarsholm |
| Kirsten Hasberg | Jesper Truelsen |
| Simon Hoeg Jensen | Anne-Marie Valentin |
| Bess Sermer-Pedersen | |
| O. Dansk Folkeparti | |
| Christina Pedersen | Paw Karslund |
| Lærke Helene Becker | Daniel Nørhave |
| Gunnar Biering | Peter Skaarup |
| Morten Dreyer | Karin Storgaard |
| Carl Christian Ebbesen | Henrik Svendsen |
| Martin Henriksen | Jakob Vanddam |
| V. Venstre, Danmarks Liberale Parti | |
| Jimmy Sindahl | Jan E. Jørgensen |
| Leslie Arentoft | Michael Lange |
| Ulrik E. Fink | Cecilia Lonning |
| Martin Geertsen | Marion Pedersen |
| Michael Haugaard | Søren Pind |
| Steffen Kjær Johansen | Sven Aage Schlosrich |
| Ø. Enhedslisten - De Rød-Grønne | |
| Rosa Lund | Gorm Anker Gunnarsen |
| Johanne Schmidt-Nielsen | Susanne Langer |
| Finni Sørensen | Jens Kjær Christensen |
| Helge Bo Jensen | Gunnel Starck |
| Mette Bang Larsen | Marianne Frederik |
| Sune Blom | Allan Mylius Thomsen |
| Uden for partierne | |
| Per Zimmermann | Morten Versner |
| Tom Gillesberg | Mads Vestergaard |
| Klaus Trier Tuxen | John Erik Wagner |

(出典) デンマーク経済内務省資料に基づき筆者作成。

当該政党の候補者がまとめて掲載されている。

無所属の候補者は、投票用紙の末尾にまとめて掲載される。最初に当該立候補区に立候補した者が掲載され、引き続き、当該立候補区の属する選挙区の他の候補者がアルファベット順で掲載される（法第43条第3項）。図1の末尾の Uden for partierne が無所属の候補者が掲載されている部分である。最初に太字で掲載されている Per Zimmermann 候補は当該立候補区に立候補した者で、引き続き当該選挙区の他の立候補区に立候補した者がアルファベット順に掲載されている。

(2) 政党による立候補

政党が候補者を立候補させる場合には、同一選挙区内であれば複数の立候補区に立候補させることができ、その方法は次のとおりである（法第38条）。(i)の伝統的な方法よりも、現在は、(ii)の方法が一般的である。

(i) 立候補区ごとに立候補させる場合

政党は、立候補区ごとに候補者1人を立候補させる（法第39条第1項）。政党は、選挙区内の立候補区に立候補させた候補者について、順位を指定することができる（拘束名簿式）（法第39条第2項）。この場合、当該立候補区の投票用紙では、当該立候補区に立候補させた候補者の名前が太字で政党の候補者リストの最初に掲載される。引き続き、当該選挙区の他の候補者が、政党が予め順位を指定した場合にあってはその順位で掲載され、順位を指定しない場合（非拘束名簿式）にあってはアルファベット順に掲載される。図1では、Ø. Enhedslisten - De Rød-Grønne（統一リスト党）が立候補区ごとに立候補させつ

つ拘束名簿式を採用している場合に該当する。また、図1では、立候補区ごとに立候補させつつ非拘束名簿式を採用している政党はない。

(ii) 立候補区に全ての候補者を立候補させる場合

当該選挙区のそれぞれの立候補区に当該選挙区の全ての候補者⁽²³⁾を立候補させる（法第40条）。この場合には、投票用紙において、全ての候補者の名前が太字で掲載される。政党は、各立候補区の投票用紙で当該政党の候補者リストの最初に掲載される候補者（推薦候補者）を決めることができ、引き続きその他の候補者がアルファベット順で掲載される。図1では、A. Socialdemokratiet（社会民主党）から V. Venstre, Danmarks Liberale Parti（左翼党）までがこの場合に該当する。

(3) 投票方法

選挙人は、当該選挙区における政党1党又は候補者1人を選択し、政党名又は候補者名の右に×の記号を付して投票する（法第48条第1項）。

5 各党への議席配分

選挙区ごとに各党の議席配分を算出し、各党が得た調整議席を各選挙地域及び各選挙区に配分する。

(1) 各選挙区における各党の議席配分

選挙区ごとに、各党の得票数（当該政党の候補者の得票も含む。）に応じてドント式⁽²⁴⁾で議席を配分する（法第76条）。

(2) 各党に配分される調整議席の算出

調整議席は、以下の要件のいずれかを満たし

(21) [各選挙地域の人口+直近の総選挙の選挙人数+選挙地域の面積 (km²)×20] の合計を総定数で除した数を基数とする。[各選挙地域の人口+直近の総選挙の選挙人数+選挙地域の面積 (km²)×20] を基数で除し、その商の整数部分の数を各選挙区に配分する。商の整数部分の合計が総定数に満たない場合は、剰余の大きい順に総定数まで配分する。

(22) 2議席に満たない場合は、予めボーンホルム選挙区（Bornholms Storkreds）に2議席を配分し、残余の133議席が他の9選挙区において同様の方法で配分される。

(23) Elklit et al., eds., *op.cit.*(15), p.20.

(24) 各党の得票数を1、2、3…で除し、その商の大きい順に1議席ずつ定数まで配分する。

た政党のみ配分される（阻止条項）。すなわち、
 ①選挙区で1議席を得たこと、②2以上の選挙地域において、当該選挙地域の1選挙区議席当たり有効投票数⁽²⁵⁾を超える得票があること、
 ③デンマーク本土で有効投票総数の2%以上の得票があることである（法第77条第1項）。

各党への調整議席は、まず、デンマーク本土の総定数175議席を各党のデンマーク本土の得票数に応じて最大剰余法⁽²⁶⁾により配分する。この配分議席数から(1)で算出した各党の各選挙区における議席数の合計を差し引いた議席数が、各党の調整議席となる（法第77条第2項）。

(3) 調整議席の各選挙地域への配分

各党に配分された調整議席は、それぞれの選

挙地域に配分される（法第78条）。

まず、選挙地域ごとに各党の得票数を1、3、5、7…で除する。このとき、(1)で配分された各党の各選挙地域の議席数+1番目の数から始める。

次に、商の大きい順に調整議席の総定数40議席まで配分する。ただし、当該選挙地域の調整議席の定数又は(2)で配分された各党の調整議席を超えた場合は、別の選挙地域又は政党の次に大きい商に配分する。

具体例を用いて説明しよう。表3は、総定数60、うち調整議席10で、(2)の段階で調整議席についてA党、B党、C党はそれぞれ2議席、D党は4議席配分された例である。

まず、選挙地域ごとに各党の得票数を1、3、

表3 調整議席の選挙地域への配分の例（総定数60、うち調整議席10（A党2、B党2、C党2、D党4））

| 定数 | I 選挙地域 | | | | II 選挙地域 | | | | III 選挙地域 | | | |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 選挙区議席14／調整議席2 | | | | 選挙区議席19／調整議席5 | | | | 選挙区議席17／調整議席3 | | | |
| 政党 | A党 | B党 | C党 | D党 | A党 | B党 | C党 | D党 | A党 | B党 | C党 | D党 |
| 各選挙区における議席配分による議席数 | 0 | 3 | 5 | 6 | 2 | 4 | 5 | 8 | 2 | 3 | 4 | 8 |
| 得票数 | 3,000 | 14,500 | 22,100 | 29,000 | 11,000 | 16,500 | 21,500 | 36,500 | 9,500 | 14,000 | 18,500 | 35,500 |
| ÷1 | 3,000 ^① | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| ÷3 | 1,000 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| ÷5 | | × | × | × | 2,200 ^③ | × | × | × | 1,900 ^⑩ | × | × | × |
| ÷7 | | 2,071 ^⑥ | × | × | 1,571 | × | × | × | | 2,000 ^⑦ | × | × |
| ÷9 | | | × | × | | 1,833 ^⑩ | × | × | | 1,556 | 2,056 ^⑥ | × |
| ÷11 | | | 2,009 ^⑦ | × | | 1,500 | 1,955 ^⑧ | × | | | 1,682 | × |
| ÷13 | | | | 2,231 ^② | | | 1,654 | × | | | | × |
| ÷15 | | | | 1,933 ^⑨ | | | | × | | | | × |
| ÷17 | | | | | | | | 2,147 ^④ | | | | 2,088 ^⑤ |
| ÷19 | | | | | | | | 1,921 ^⑨ | | | | 1,868 ^⑩ |
| 調整議席 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(注) 白丸数字は、議席が配分された商の順を示す。黒丸数字は、商の大きい順では議席が配分されるはずが、当該選挙地域の調整議席の定数又は各党に配分された調整議席を超えた場合に該当し、配分されなかった商を示す。

(出典) デンマーク経済内務省資料に基づき筆者作成。

(25) 各選挙地域の有効投票総数を、各選挙地域内の選挙区に配分された定数の合計で除した数。

(26) 各党の得票数を、基数（有効投票総数を175で除した数）で除し、その商の整数部分が配分議席となる。商の整数部分の合計が総定数に満たない場合は、剰余の大きい順に総定数まで配分する。

5、7…で除する。このとき、(1)で配分された各党の各選挙地域の議席数+1番目の数から始める。表3では、I選挙地域のB党は、既に(1)で3議席が配分されているので、4番目の数である7から始めることになる。

次に、商の大きい順に調整議席の総定数10議席まで配分する。ただし、当該選挙地域の調整議席の定数又は(2)で配分された各党の調整議席を超えた場合は、別の選挙地域又は政党の次に大きい商に配分する。表3では、白丸数字は、議席が配分された商の順を示している。黒丸数字は、商の大きい順では議席が配分されるはずが、当該選挙地域の調整議席の定数又は(2)で配分された各党の調整議席を超えた場合に該当し、配分されなかった商を示している。

商の大きい順で6番目はI選挙地域のB党(商2,071⑥)だが、同選挙地域ではすでに調整議席の定数の2議席まで配分されているので、次に商の大きいIII選挙地域のC党(商2,056⑥)が6番目として配分される。

同様に配分して行き、9番目に配分されたII選挙地域のD党(商1,921⑨)の次に大きい商はIII選挙地域のA党(商1,900⑩)、その次は同選挙地域のD党(商1,868⑩)だが、既にA党及びD党は(2)で配分された調整議席に達しているので、さらに次のII選挙地域のB党(商1,833⑩)が10番目として配分される。

(4) 各選挙地域に配分された各党の調整議席の各選挙区への配分

各選挙地域に配分された各党の調整議席は、それぞれの選挙区に配分される。

まず、調整議席が配分された選挙地域において、選挙区ごとに各党の得票数を1、4、7、10…で除する⁽²⁷⁾。このとき、(1)で配分された各党の各選挙区の議席数+1番目の数(例えば、(1)で3議席が配分された場合、4番目の数である10)から始める。次に、当該選挙地域で商の大きい

順に当該選挙区で当該政党が配分された調整議席数まで配分する(表4を参照)。

表4 調整議席の選挙区への配分の例(表3のII選挙地域のD党の例:調整議席2)

| | a 選挙区 | b 選挙区 | c 選挙区 | 計 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|
| 各選挙区における議席配分による議席数 | 3 | 2 | 3 | 8 |
| 得票数 | 14,200 | 10,000 | 12,300 | 36,500 |
| ÷ 1 | × | × | × | |
| ÷ 4 | × | × | × | |
| ÷ 7 | × | 1,429① | × | |
| ÷ 10 | 1,420② | 1,000 | 1,230 | |
| ÷ 13 | 1,092 | | | |
| 調整議席 | 1 | 1 | 0 | 2 |

(注) 白丸数字は、議席が配分された商の順を示す。
(出典) デンマーク経済内務省資料に基づき筆者作成。

6 当選人の決定

各政党の当選人の決定は、政党による候補者の立候補の方式による。

(1) 立候補区ごとに立候補させる場合

当選人の決定に当たっては、当該選挙区における当該候補者への投票と併せて、当該立候補区における所属政党への投票(政党投票)も当該立候補区の立候補者への投票として集計される(法第73条第3項及び第5項)。表5の例では、Andersen 候補は、第5立候補区で立候補しており、第5立候補区の政党投票1,600票は同候補に対する投票として集計され、同候補の得票数は同候補への投票の760票との合計で2,360票となる。

(i) 選挙区内の当該政党の候補者の順位を指定しなかった場合(非拘束名簿式)

当該候補者の得票数の順位に応じて、当該選挙区における当該政党の配分議席数までが当選する。表5の例では、最も多い3,405票を得たNielsen 候補が当選人となる(法第81条第1項)。

⁽²⁷⁾ この方法はデンマーク式と呼ばれ、ほかに例がない。この方法を採用した理由は、人口の少ない選挙地域にも調整議席の配分を確保するためとされる。Elklit et al., eds., *op.cit.*(15), p.9.

表 5 選挙区（配分議席 1）における政党の各候補者の得票の集計の例

| | 立候補区 | 第 1 | 第 2 | 第 3 | 第 4 | 第 5 | 各候補者への投票の得票数計 | 政党投票 | 計 |
|--------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|-------|--------|
| 各候補者への投票の得票数 | Andersen | 180 | 150 | 60 | 120 | 250* | 760 | 1,600 | 2,360 |
| | Hansen | 20 | 60* | 20 | 20 | 10 | 130 | 1,700 | 1,830 |
| | Jensen | 200 | 300 | 550* | 300 | 360 | 1,710 | 1,650 | 3,360 |
| | Nielsen | 650* | 75 | 50 | 110 | 120 | 1,005 | 2,400 | 3,405 |
| | Petersen | 50 | 15 | 20 | 50* | 10 | 145 | 1,400 | 1,545 |
| | 各候補者への投票の得票数計 | 1,100 | 600 | 700 | 600 | 750 | 3,750 | | |
| | 政党投票 | 2,400 | 1,700 | 1,650 | 1,400 | 1,600 | | 8,750 | |
| | 計 | 3,500 | 2,300 | 2,350 | 2,000 | 2,350 | | | 12,500 |
| | 当選基数 | 6,251 | | | | | | | |

(注) 太字で*が付してある候補者は当該立候補区で立候補した者である。拘束名簿式の場合、候補者の並び順を名簿順位とする。
(出典) デンマーク経済内務省資料に基づき筆者作成。

(ii) 選挙区内の当該政党の候補者の順位を指定した場合（拘束名簿式）

まず、当該選挙区の各候補者への投票の得票数が当選基数⁽²⁸⁾以上の候補者がいる場合は、当該候補者が当選人となる。次に、政党が指定した順位の上位から、当該選挙区における当該政党の残余の配分議席数に相当する候補者が当選する。表 5 の例は、ここでは、同表の候補者の並び順をもって名簿順位とする。この例では、当選基数以上の得票の候補者はいないことから、政党が指定した順位に従い、Andersen 候補が当選人となる（法第 82 条）。

(2) 立候補区に全ての候補者を立候補させる場合

当選人の決定に当たっては、当該選挙区における当該候補者への投票と併せて、立候補区における所属政党への投票（政党投票）は、各立候補区の各候補者への投票の得票割合に応じて案分され、各候補者への投票として集計される（法第 73 条第 5 項）。

政党投票は、立候補区ごとに〔当該候補者への投票／当該政党の候補者への投票の総数〕で

案分してその整数部分を合計し、政党投票の総数に足りない分は、小数部分の大きい候補に配分する。表 6 の例では、第 1 立候補区の場合、政党投票は 2,400 票である。政党投票を各候補者への投票の得票数に応じて案分し、整数部分を合計すると 2,398 票で、残余の 2 票は、小数部分の大きい順に Andersen 候補と Hansen 候補に配分される。第 2 立候補区の Nielsen 候補（212.5）と Petersen 候補（42.5）のように小数部分が同数の場合は、くじ引きでどちらに配分するか決める。

各候補者への投票の得票数及び案分された政党投票の合計の順位に応じて、当該選挙区における当該政党の配分議席数までが当選する。表 6 の例では、Jensen 候補が当選人となる。

(28) 当選基数は、当該政党の当該選挙区のドループ基数（〔当該選挙区の当該政党への有効投票総数／（当該選挙区の当該政党の配分議席 + 1）〕 + 1）である（法第 82 条第 1 号）。

表6 選挙区（配分議席1）における各候補者の得票の集計の例

| | 立候補区 | 第1 | 第2 | 第3 | 第4 | 第5 | 各候補者への投票の得票数計 | 政党投票 | 計 |
|---------------|---------------|---|--------------------------------------|--|--------------------------------------|--|---------------|-------|--------|
| 各候補者への政党投票の案分 | Andersen | $2,400 \times \frac{180}{1,100} = 392.72 \dots = 393$ | $1,700 \times \frac{150}{600} = 425$ | $1,650 \times \frac{60}{700} = 141.428 \dots = 141^{**}$ | $1,400 \times \frac{120}{600} = 280$ | $1,600 \times \frac{250}{750} = 533.33 \dots = 534^{****}$ | 760 | 1,773 | 2,533 |
| | Hansen | $43.63 = 44$ | 170 | $47.1428 \dots = 47$ | $46.66 \dots = 47^{***}$ | $21.33 \dots = 21^{****}$ | 130 | 329 | 459 |
| | Jensen | $436.36 \dots = 436$ | 850 | $1,296.428 \dots = 1,297^{**}$ | 700 | 768 | 1,710 | 4,051 | 5,761 |
| | Nielsen | $1418.18 \dots = 1418$ | $212.5 = 213^*$ | $117.85 \dots = 118$ | $256.66 \dots = 257^{***}$ | 256 | 1,005 | 2,262 | 3,267 |
| | Petersen | $109.09 \dots = 109$ | $42.5 = 42^*$ | $47.14 \dots = 47$ | $116.66 \dots = 116^{***}$ | $21.33 \dots = 21^{****}$ | 145 | 335 | 480 |
| | 各候補者への投票の得票数計 | 1,100 | 600 | 700 | 600 | 750 | 3,750 | | |
| | 政党投票 | 2,400 | 1,700 | 1,650 | 1,400 | 1,600 | | 8,750 | |
| | 計 | 3,500 | 2,300 | 2,350 | 2,000 | 2,350 | | | 12,500 |

(注) 各立候補区における各候補者への投票の得票数は表5と同数とする。本表では、各立候補区の各候補者への投票の得票数に応じて案分された政党投票数のみ掲げた。Andersen 候補者のみ案分の計算式を掲げたが、Hansen 候補者以下も同様の方法による。*~**** は小数部分が同じ場合である。

(出典) デンマーク経済内務省資料に基づき筆者作成。

Ⅲ 現行選挙制度導入の影響

1 デンマーク議会における多党化

現行選挙制度に基づく最近の選挙結果は、表7のとおりである。

もともと、デンマークでは、単純小選挙区制を採用していた時期においても、主要2政党を含めた4党制であった⁽²⁹⁾。比例代表制導入後も大きな変化はなかったが、阻止条項の定める全国単位の法定得票が有効投票総数の2%と他の比例代表制の国と比べても低いこともあり、1970年代以降、有権者の価値観の多様化に伴い、新政党が次々に国会に議席を得るようになった。1973年総選挙では、議席を得た政党

が従来の5から10に倍増し、「地すべり選挙」と呼ばれている。これまでの選挙で国会に議席を得た政党数が最も多かったのは1977年総選挙の11政党で、近年やや減る傾向があるものの、2011年総選挙では9政党であった。政党の党員数は減少傾向にある一方、選挙期間中に投票政党を決定するという無党派層は2005年総選挙時には37%に増加し⁽³⁰⁾、2007年総選挙時には40%とする調査もある⁽³¹⁾。

このような多党化に加え、国会で過半数の反対がなければ政府が成立するとされている⁽³²⁾ことから、デンマークでは単独、連立にかかわらず少数内閣が多い⁽³³⁾。そのため、歴代政府は、政権運営において与党内の調整に加えて野党との調整をも常に迫られることになった。こうし

(29) Elklit, *op.cit.*(6), p.385; Jørgen Elklit, "The Best of Both Worlds? The Danish Electoral System 1915-20 in a Comparative Perspective," *Electoral Studies*, vol.11 no.3, September 1992, pp.196-198.

(30) Erik Damgaard, "Change and Challenges of Danish Parliamentary Democracy," Torbjörn Bergman and Kaare Strøm, eds., *The Madisonian turn: political parties and parliamentary democracy in Nordic Europe*, University of Michigan Press, 2011, pp.71-74. 1973年から2001年までは、概ね30%弱であった。

(31) Karina Kosiara-Pedersen, "The 2011 Danish Parliamentary Election: A Very New Government," *West European Politics*, 35(2), 2012.3, p.418.

表7 1990年以降の選挙における投票率、政党別議席数（得票率）、女性議員数（割合）

| 選挙期日 | 1990年 12月12日 | 1994年 9月21日 | 1998年 3月11日 | 2001年 11月20日 | 2005年 2月8日 | 2007年 11月13日 | 2011年 9月15日 |
|--------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|---------------|-----------------|----------------|
| 投票率 | 82.8 | 84.3 | 85.9 | 87.1 | 84.5 | 86.6 | 87.7 |
| デンマーク国民党 | — | — | 13 (7.4) | 22 (12.0) | 24 (13.3) | 25 (13.9) | 22 (12.3) |
| 進歩党 | 12 (6.4) | 11 (6.4) | 4 (2.4) | 0 (0.5) | — | — | — |
| 保守国民党 | 30 (16.0) | 27 (15.0) | 16 (8.9) | 16 (9.1) | 18 (10.3) | 18 (10.4) | 8 (4.9) |
| 左翼党 | 29 (15.8) | 42 (23.3) | 42 (24.0) | 56 (31.2) | 52 (29.0) | 46 (26.2) | 47 (26.7) |
| 急進左翼党 | 7 (3.5) | 8 (4.6) | 7 (3.9) | 9 (5.2) | 17 (9.2) | 9 (5.1) | 17 (9.5) |
| 新同盟（自由同盟） | — | — | — | — | — | 5 (2.8) | 9 (5.0) |
| デンマーク正義同盟 | 0 (0.5) | — | — | — | — | — | — |
| キリスト教国民（民主）党 | 4 (2.3) | 0 (1.9) | 4 (2.5) | 4 (2.3) | 0 (1.7) | 0 (0.9) | 0 (0.8) |
| 中道民主党 | 9 (5.1) | 5 (2.8) | 8 (4.3) | 0 (1.8) | 0 (1.0) | — | — |
| 社会民主党 | 69 (37.4) | 62 (34.6) | 63 (35.9) | 52 (29.1) | 47 (25.8) | 45 (25.5) | 44 (24.8) |
| 社会主義人民党 | 15 (8.3) | 13 (7.3) | 13 (7.6) | 12 (6.4) | 11 (6.0) | 23 (13.0) | 16 (9.2) |
| 共同路線党 | 0 (1.8) | — | — | — | — | — | — |
| 統一リスト党 | 0 (1.7) | 6 (3.1) | 5 (2.7) | 4 (2.4) | 6 (3.4) | 4 (2.2) | 12 (6.7) |
| その他 | 0 (1.2) | 1 (1.0) | 0 (0.4) | 0 (0.0) | 0 (0.3) | 0 (0.0) | 0 (0.1) |
| フェロー諸島 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| グリーンランド | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 女性議員数 | 59 (32.9) | 59 (32.9) | 67 (37.3) | 68 (37.9) | 66 (36.9) | 68 (38.0) | 70 (39.1) |
| 議席計 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 |

(注) 投票率(%)はデンマーク本土の数値である。議席数右のカッコ内はデンマーク本土の得票率である。「—」は選挙に不参加、「0」は選挙に参加したが議席なし。概ね保守政党、中道政党、社会主義政党の順に掲げた。また、政権党は濃い網掛けに太字で、閣外協力は薄い網掛けで表記した。保守国民党は、1916年に右翼党が党名を変更した政党である。進歩党は、1995年10月、進歩党とデンマーク国民党に分裂した。新同盟は、2007年総選挙後、党名を変更し、2011年総選挙では自由同盟と称している。女性議員数右のカッコ内は総議員数179に占める割合(%)である。

(出典) 吉武信彦「第1章 デンマーク」津田由美子・吉武信彦編著『北欧・南欧・ベネルクス』ミネルヴァ書房, 2011, p.31; *Folketingsvalget den 15. september 2011: Danmark, Færøerne, Grønland*, pp.22, 47, 51. Danmarks Statistik Website <<http://www.dst.dk/pukora/epub/upload/17989/ftvalg2011.pdf>>; Folketinget, "Kvinder i Folketinget," 2014.10.22. <http://www.ft.dk/demokrati/-/media/Pdf_materiale/Pdf_publicationer/Informationsark/Folketingets_medlemmer/kvinder_i_folketinget%20pdf.ashx>; 吉武信彦『国民投票と欧州統一—デンマーク・EU関係史—』勁草書房, 2005, pp.96-98, xiv-xx; 共同通信社編『世界年鑑』各年版を基に筆者作成。

て、各党は政策ごとに多数派工作を繰り返すことになり、徐々に妥協を通してコンセンサスも生まれ、政策の一定の安定性、継続性が見られるようになったとされる。⁽³⁴⁾

近年では、1980年代中頃からの外国人流入増加に伴い、それに批判的な右翼政党が議席を伸ばしている。2001年総選挙後には左翼党・保守国民党中道右派連立政権が成立し、デン

(32) 政府に対する不信任議決権を議会に付与した法文(1953年憲法第15条)がこのように解釈される形で慣例的に運用されてきたためであり、比例代表制に基づく多党制において、無理に多数派形成を目指さなくても、少数与党政権の誕生・存続が可能になるようにし、政治的混乱が頻発することを避けるという意味があるとされる。渡辺博明「第8章 北欧諸国」網谷龍介ほか編『ヨーロッパのデモクラシー 改訂第2版』ナカニシヤ出版, 2014, p.339.

(33) フェロー諸島及びグリーンランド選出の議員は、議会において本土の政党の会派に加わるか、加わらない場合であっても、連立形成過程に関与することが一般的である。1971年や1998年のようにキャスティング・ボートを握った例もある。Asbjørn Skjæveland, "Modelling Government Formation in Denmark and Beyond," *Party Politics*, vol.15 no.6, November 2009, p.723.

(34) 吉武信彦「第1章 デンマーク」津田由美子・吉武信彦編著『北欧・南欧・ベネルクス』ミネルヴァ書房, 2011, pp.29-30.

マーク国民党が閣外協力した。2011年総選挙では、リーマンショックによる厳しい経済状況から、10年ぶりに社会民主党を中心とする中道左派連立政権に政権交代したものの、同党を含め従来の主要政党の議席はあまり伸びず、統一リスト党やデンマーク国民党といった左右両極の政党が一定の議席を得ることとなった。

2 政治参加の高さ

1990年代以降、投票率は、先進国では低下傾向にあるが、デンマークでは現行憲法下において80%を下回ったことがない⁽³⁵⁾。1980年代にやや低下傾向が見られたものの、1990年代から持ち直し、最近でも85%前後の投票率を維持している。これは、義務投票制を採用していない国の中では相当に高いといえよう。

投票率が高い理由として、選挙制度に比例代表制を採用し、阻止条項の要件を比較的緩くしつつ、候補者に対する投票も可能であること、政権をめぐる政党が競争的に活動していること、投票は国民の義務という感覚があること等が挙げられる⁽³⁶⁾。

選挙人が投票しやすい環境整備も進んでいる。選挙人は、住民登録に基づき職権で登録される⁽³⁷⁾ため、選挙人が改めて登録する必要がない(法第18条及び第19条)。投票日に投票できない選挙人は、投票日の3週間前から投票日の2日前の平日(土曜日を含む。)まで、期日前投票を行うことができる(法第56条)。期日前投票は、デンマークの全ての自治体、病院、社会福祉施設等、刑務所のほか、病気又は障害のある場合は、自宅においても可能である(法第53条及び第54条)。郵便投票も可能である(法第61

条)が、代理投票制度はない。在外投票は、在外公館、デンマークの船舶及び洋上施設においてすることができる(法第57条、第58条、第59条)。

また、前述のとおり、デンマークでは1915年と比較的早く女性に参政権が付与されており、1918年には初の女性議員が選出され、1924年にはニナ・バング議員(Nina Bang)が女性として初めて閣僚に就任した。その後、女性議員の比率は年々増加し、2011年には最も高い39.1%(70名)に達するとともに、ヘレ・トーニング=シュミット首相(Helle Thorning-Schmidt)の就任により初の女性首相が誕生した⁽³⁸⁾。

おわりに

デンマークの選挙制度は、決して分かりやすいものではなく、選挙人の多くは十分に理解しているわけではないとされる⁽³⁹⁾。また、現行制度は各党の妥協の産物ともいえなくもない。それでも、比例代表制の採用と比較的緩やかな阻止条項による死票の少なさ及び候補者への投票が認められていることによる候補者の顔の見える選挙により高い投票率を維持し、多党制の下でも比較的安定した政権運営を行ってきた。

最近では、他のヨーロッパ諸国同様、従来の主要政党への支持が低下しており、左右両極の政党が支持を伸ばすようになった。このため、従来のような中道左派又は中道右派を中心とする穏やかな政権交代と安定的な政権形成がより難しくなったといえよう。このような多党制を促進する選挙制度の下、今後、デンマークの政治がどのように進むのか注目されるところである。

(やすだ たかこ)

⁽³⁵⁾ デンマーク本土の投票率である。Folketingsvalget den 15. september 2011: Danmark, Færøerne, Grønland, pp.19-20. Danmarks Statistik Website <<http://www.dst.dk/pukora/epub/upload/17989/ftvalg2011.pdf>>

⁽³⁶⁾ Damgaard, *op.cit.*(30), p.72.

⁽³⁷⁾ デンマークでは、1849年から職権登録制が導入されている。Elklit, *op.cit.*(9), p.21.

⁽³⁸⁾ Folketinget, “Kvinder i Folketinget,” 2014.10.22. <http://www.ft.dk/demokrati/~media/Pdf_materiale/Pdf_publicationer/Informationsark/Folketingets_medlemmer/kvinder_i_folketinget%20pdf.ashx>

⁽³⁹⁾ デンマーク経済内務省における聴き取りによる。